

平成24年度第2回京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 会議録

1 日 時 平成24年7月23日（月）午後6時45分～午後8時15分

2 場 所 こどもみらい館 第1研修室

3 出席委員 （五十音順、敬称略）

礒貝，奥村，小倉，小嶋，中川，中村，西脇，升光，松永，水野，宮本，森，森田，
山内，山口

4 次 第

- (1) 平成24年度行動指針について
- (2) 実践推進者表彰について
- (3) その他

5 会議録

(1) 平成24年度行動指針について

会長

前回、委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、事務局で修正案を作成した。本日、最終案を提示しているので、皆様に確認をお願いします。

事務局

（資料1－2に基づき、前回からの修正箇所を説明）

まず、前文に「大人一人ひとりが「子どもたちのために何ができるか、何をしなければなら
ないか」を考え、行動することが必要です。」という一文を追加。これは、前回、交通事故の
問題や脱法ドラッグの問題など、大人の規範意識の低下が引き起こす問題について、多くの意
見をいただいたことを踏まえ、大人が自覚して取り組むべきことについて記載したものである。

次に、基本的な方策「（1）子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るために」の部
分について、前回、「交通安全対策を入れるのは良いが、自然体験活動や防災対策とは別項目
ではないか」という御意見をいただいたことを受け、「～とともに」、「また」という表現によ
って、並列関係を明確にし、別項目であることがわかりやすくなるよう文言を変更した。また、
その関係で、事業者の具体的な行動、京都市の具体的な行動についても文言の修正を行った。

次に、基本的な方策「（2）子どもから信頼され、模範となる行動に努めるために」の部分
について、先ほども申し上げたとおり、前回、交通事故の問題や薬物問題等について、規範意
識の低下が課題だという御意見をいただいたことを受け、「京都に根付く人づくりの伝統に誇
りを持ち、子どもの模範となるよう、率先して社会のルールやモラル、マナーを守るとともに」
という文言を追加した。

次に、基本的な方策「（6）子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先
するために」の部分について、前回、「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」を推進する

とともに、保育所の待機児童をゼロにする」という部分が、「真のワーク・ライフ・バランス推進」イコール「待機児童ゼロ」に見え、少し違和感がある」という御意見をいただいたことを受け、まず、事業者の具体的な行動を「『OK企業』及び『京都モデル』ワーク・ライフ・バランス」推進企業認証制度」に登録するなど、「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に努める。」と改め、事業者の具体的な行動を追記した。また、京都市の具体的な行動については、「真のワーク・ライフ・バランス」の普及促進に取り組むとともに、仕事と子育ての両立を支援する施策を進める。」と表現を修正した。

次に、緊急課題への方策「(1) 児童虐待対策」の京都市の具体的な行動について、平成23年度行動指針では「初産婦等への家庭訪問の実施など妊娠期からの子育て支援を推進する」という表現が、前回事務局が提示した案では「望まない妊娠等、妊娠に関する悩みを抱える方への…」としていた点について、「平成23年度行動指針の表現の方が良いのではないか」という意見を受けて、「テレビや新聞を通じた児童虐待の予防啓発を行い、初産婦や妊娠に関する悩みを抱える女性への家庭訪問の実施など妊娠期からの子育て支援を推進するとともに」と表現を修正した。

前回、「緊急課題は、例えば10年かけて取り組むものか、1年で取り組むものか、時間がかかるものは基本の方策への組み替えも含めて検討が必要ではないか」という御意見をいただいたが、「緊急に取り組むべき方策」については、条例で「児童虐待」以下7項目を規定するものであり、組み替え等については、条例改正時の課題であると考えている。そのため、平成24年度行動指針案では、修正していない。

会長

御意見等あれば、御発言いただきたい。

委員

誤字について。資料1-1「平成24年度行動指針(案)」の児童虐待対策の京都市の具体的な行動の部分では、「家庭訪問の実施などの妊娠期からの…」と「など」の後ろに「の」があるが、資料1-2「対照表」では「の」がない。私としては、「の」はない方が良いと思う。

また、同じ部分について、資料1-2「対照表」では、「妊娠期からの子育て支援の推進するとともに…」とあるが、「子育て支援「を」推進する」が正しい。

会長

御意見のとおり、「の」はなしでよろしいか。

<異議なし>

委員

緊急課題の「(5) 性感染症対策」について「子どもが予防できるよう取り組みます。」とい

う表現に少し違和感がある。性感染症を子ども自身が理解していくことそのものは必要であり良いことだと思うが、果たしてそれだけかというところ少し違和感がある。

また、前回、緊急課題が本当に緊急なのかという問題について発言をしたが、確かに条例に具体的に項目を挙げて規定があるものであり、当然、条例に沿ったものでなければならない点は了解した。緊急と言いながら、本当に緊急にすることか、もう少し腰を据えて5年かけてやることなのか、重みづけや対応の区分けが、現実には必要なのではないかと思う。そういう表現を加えることが、条例との整合性との関係で可能なかどうか、可能ならば加えられると良いと思う。

事務局

性感染症対策の部分については、昨今の子どもたちの現実を考えると、直接的に子どもたちが予防するという言い方をした方が良いのではないかという面もあるため、修正せずにこのままで行く方が良いのではないかと思う。

緊急の方策について、条例上は「第3章 憲章の実践に関する緊急の方策」という文言で、児童虐待対策、いじめ対策等々を、時期を明記せずに規定している。御意見のあった点については、次の条例見直しを検討する際に、本当に緊急にすること、5年、10年のスパンで行わなければならないこと、もっと長い期間で考えるものについて、御議論をいただいたうえで、条例見直しの方で反映できないか考える。

副会長

性感染症対策について、私は、この表現はこの問題の本質を的確に捉えていると考える。と言うのは、例えば、薬物については、流通ルートを取り締まるなど一定の規制をかけられる。ところが、性感染症は、我々がつかみきれないところで子どもたちはそこに入っていくのであり、大切なのは、子ども自身が性感染症に対する理解をしっかりと持ち、自分でリスク管理をする力を持つこと、そしてその力を、大人社会が教育等を通じて、子どもたちに提供していくことである。そういう意味では、私はこの表現で良いと思う。一見、大人が責任を果たしていないかのような印象を受けるが、性感染症の課題の本質からすると、子どもたち自身が、エイズの恐ろしさや感染症の怖さを自覚し、自分で自分の身を守る、自分たちでコントロールする力を、我々が応援していく、教育していくという意味では、これで良いのではないかと思うが、いかがか。

委員

性感染症については、こういう表現になっていたのかと改めて思い、これは良いと思いながらも、それだけなのかという点に違和感を持った次第である。事務局の説明で、現時点で直しにくいという点も理解できるし、私としては、「これだけなのか」という点を確認をしたかったというのが発言の意図であり、中川副会長の説明でその部分を確認できたので、確認したうえでの文言であれば、この表現で結構である。

委員

基本の方策（1）の「子どもの自然体験活動や防災対策を進めるとともに、交通安全対策に取り組みましょう。」という部分に違和感がある。「防災対策」は進めると言うには大き過ぎる課題

で、次にある交通安全対策と同列にした方が良いのではないか。私としては、「子どもの自然体験活動を進めるとともに、防災対策や交通安全対策に取り組みましょう」という表現の方が、良いと思う。

事務局

委員の御発言の趣旨を踏まえ、対策という括りで、防災対策と交通安全対策をまとめるということについて、文言の修正は可能である。

会長

この点について、御意見はあるか。

<意見なし>

表現の修正については、事務局で検討をお願いします。

緊急課題については、条例改正を踏まえ、議論の出てくるところであると思う。これまでは、「緊急」を「特に取り組むべき課題」という位置づけで議論してきた。時期を明記した方が良いかもしれないが、その点については、条例改正の議論の中で考えていければ良いと思う。いかがか。

委員

「緊急課題」については、ずっと、みんなで「緊急」と言い続けていると改めて思った。今回の行動指針では、条例自身が「緊急」と規定しているので（原案のままで良いが、一方）、今後、どう言ったら良いかと考えると、例えば、重点行動を「子どもの命や健やかな育ちを脅かす最重要な社会問題である、児童虐待対策やいじめの問題などへ重点的な取組を進める」という表現にするなど。未来の社会を考えたときに、社会問題の中でいちばん大きな問題であると思う。「緊急課題」という形で示すことで、取組の本質まではいけないが、とりあえず緊急なのでこうしているというよりは、最重要な問題に対して、解決の糸口はなかなか見つからないが、こういうスタンスから始めているという方が誠実かなと感じた。将来に亘って議論していければ良いと思う。

会長

条例改正時に「緊急」、「最重要」など表現の仕方を議論したい。一般の問題の中でも「特に大切な問題」という意味での「緊急課題」について、今後、検討していくということで進めていければと思う。

委員

緊急課題「（２）いじめ対策」について、記載されている内容に具体性がない。例えば、情報開示や学校側の姿勢の問題など、具体的な方策が加えられないか。これだけ大きな社会問題となっている中で、この部分を修正しなくても良いのか。

事務局

教育委員会における取組の現状を説明させていただく。

平成22年度統計におけるいじめの認知件数は、子どもの人口千人比で、全国平均5.5件に対し、京都市は2.1件となっており、比較的しっかりと取組ができているというのが実情である。

学校におけるいじめに関する認識、考え方は、まずは「いじめを絶対許さないという学校づくり」を進めるというのが基本である。取組としては、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を徹底し、日頃からお互いを思いやり、尊重し、生命そのものを大切にする人間関係づくりを行っている。また、いじめられている子どもを守り通すという姿勢を日頃からしっかり見せる。一見、解決したと見られる場合でも、陰でいじめが進むかもしれないため、十分な注意を払い続ける。そして、早期発見・早期取組として、子どもたちの状況を把握するため、日頃からアンケートなどの取組を進めている。また、一旦事象が起こっても、学校だけでなく、保護者や教育委員会との適切な連携のもとで、しっかりと取組が行われているというのが京都の実情である。

こうした状況を踏まえ、行動指針の文言を検討すると、抽象的で簡潔に書かれているが、「いじめそのものの予防と早期発見、迅速・適切な対応」という表現で、全てがここに言い尽くされていると事務局としては考えている。事前に会長とも相談のうえ、文言を盛り込むことについて検討を行ったが、エッセンスは盛り込まれているということで、この表現にしている。

委員

「子どもの規範意識を育む」という表現で、子どものいじめの土俵は、子どものために書かれていると改めて思った。小さい頃でも、いじめのような表現が出ている社会。だとすると、いじめている側も被害者かもしれない。いじめのモデルが大人の社会や社会の構造の中にあるとしたら、「子どものモデルである大人が、又は社会が、いじめという構造を許さない」という一行を入れても良い。これがいじめの問題の根源なのではないか。「子どもの規範意識を」というのは、目の前の具体的な教育的な配慮であり、実際の課題だが、それを引き起こしている原因は大人にある。実際に、大人も弱い者や社会構造でいじめを行っている。そうしたことを一行入れておくのも、良いと思う。皆さんの表情を見ていると、いまひとつという感触だが、私は、入れておくのが大人の行動規範としては良いと思う。

会長

例えば、「いじめを許さないという意識で行動する」という、保護者や地域住民の具体的な行動の表現を行動指針にも入れるなど、考えられるかもしれない。

この部分については、多くの御意見が出るのではないかと考えていた。大津の事件についてマスコミで連日報道されているが、私は、少し冷静に考えることが必要ではないかと思う。京都市ではこれまでから、いじめを重要な課題と考え、「予防と早期発見、迅速・適切対応」に取り組んできている。また、具体的に入れる言葉があるかと言えば、思いつくものがない。

委員

最近のいじめは、我々が育った年代でのいじめと質が全く違う。我々の頃は、特定のいじめっ子がいて誰かをいじめるという構造だったが、今は、誰がいじめる側で、誰がいじめられる側かはっきりしない。自分がいじめる側に回らないといじめられるので、いじめるグループに入るという形態で、輪が広がり、全体で一人をいじめるとというのが今のいじめの形態ではないか。そんな中で、具体的な表現を入れるとしても、今のいじめの形態では難しい。「人を殺すな、嫌がることをするな」という言い方になる。そういう表現がここで適切か。いじめの形態を解析せずに、単純に具体的な言葉を入れるというのは難しい。上手くしないと失敗すると思う。

会長

御意見のとおり、言葉にするのはなかなか難しいと思う。

いじめは教育問題では非常に大切な問題である。マスコミの報道で過敏に反応するのではなく、一度落ち着いて議論を進めるため、一旦、預からせていただいて、折を見てじっくり議論させていただくということではいかがか。非常に重要な問題であり、すぐにこれが良いと出てくるものでもない。

<異議なし>

本日、御意見いただいた部分については、一部修正を加え、私と副会長で確認のうえ、平成24年度行動指針とさせていただきます。

(2) 実践推進者表彰について

会長

前回も事務局から説明させていただいたが、本日皆様に最終確認いただいたうえで、8月中旬から募集を開始したい。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料2に基づき説明)

前回、表彰件数について様々な御意見をいただいたところであり、事務局で再検討を行ったが、検討の結果、お示ししている資料は前回と同じものである。本日は皆様に最終確認いただいたうえで、8月中旬から募集を開始してまいりたい。

表彰件数については、昨年度も概ね5件程度を目安に募集を行った。結果としては、最終的に9件を表彰したが、今年度も目安としては5件とさせていただきたい。始まったばかりの制度であり、一定期間は同じ枠組みで実施した方が良いということで概ね5件とさせていただきたいというものである。ただ、応募された内容を見て、選考していただく際、柔軟に選考していただければと思う。

また、表彰そのものが目的ではなく、あくまで憲章を広げることや活動団体の励みとなることが目的であるため、表彰団体はもちろん、選考から漏れた団体についてもPRして、活動に光を当てていくという取組を、例えば、広報誌やHP等を活用して行っていきたいと考えてい

る。

以上の案で、8月中旬から応募を行ってまいりたい。そして、11月の推進協議会で選考していただきたい。選考に当たっては、前回も説明させていただいたとおり、委員の皆様には資料を送付し、事前に点数評価をしていただいたうえで、概ね10件程度に絞り込んだ候補について、会議の場で議論いただく予定である。

会長

昨年初めてこの表彰制度を行った。今回は、事前の点数制を取り入れるという点が、いちばん大きな変更である。

事務局

本市では、毎年10月15日に自治記念式典を開催している。実践推進者表彰とは別の表彰になるが、その式典の場で、憲章制定から5年が経過した節目の年に当たる今年度は、この憲章や条例の制定に大きな功績のあった個人の方を称える表彰を行う方向で、現在、調整を行っており、併せてお知らせさせていただく。

副会長

実践推進者表彰について、事前の点数評価として各委員が予め採点をし、その中の上位10件程度を審議するという事務局の提案は、非常にわかりやすく良いと思う。これは、他の表彰の選考でもよく取られる方式だと思う。各委員の意向が反映されるとともに、更に、委員が集まって審議するというのは良い方式だ。

後者の表彰は、実践推進者表彰とは別に取り組まれるものであるという理解で良いか。

事務局

そのとおりである。

会長

実践推進者表彰については、改正点があれば、来年度以降検討する。

各団体におかれても、様々な取組をされていると思うが、平成24年度行動指針を取り入れていただくとともに、実践推進者表彰の応募、推薦にも積極的な御協力をお願いする。

(3) その他

事務局

(参考資料2に基づき、平成23年度の児童虐待相談・通告等の状況について説明)

(参考資料3に基づき、「平成24年度子どもを共に育む未来づくり教育フォーラム」について説明)

(参考資料4に基づき、「第60回日本PTA全国研究大会 京都大会」について説明)

委員

保健福祉局の児童虐待の資料は非常に丁寧に出していただいている。例えば、P3の「被措置児童等虐待通告の状況」では、「指導に従わなかったため、胸倉を掴んだ」など具体的。一方、教育委員会のいじめについては「減っている」というだけだが、これが虐待であるならば、教育委員会の方も指導の先生がこうしたことをすることはあるだろうし、子ども同士でもあるだろうから、件数は増えるのではないか。こうして出してもらおうと、こうしたこともいじめか、虐待かという思いを持てる。資料が何もないと、どれがいじめか、また何がだめなのかははっきりしない。保健福祉局でこうした資料を出すなら、教育委員会も出した方が良いのではないか。

事務局

被措置児童等虐待通告の状況について補足させていただく。もともと、児童虐待防止法では保護者から児童に対して行われる虐待を児童虐待と定義している。入所施設では施設長は保護者と同様に扱われるが、職員は従事する者ということで、保護者には当たらない。しかしながら、職員による虐待もあってはならないことであり、発生した場合には、児童虐待と同様にしっかりと対応を行っている。再発防止に取り組む観点から、毎年、こうした項目についても公表することとされており、児童虐待の公表時に合わせて、京都市では公表しているものである。

会長

いじめは、子どもの命に関わる大切な問題であり、この場でも、また、人づくり21世紀委員会でも取り組んでいかなければならないと考えている。

委員

児童虐待の認定件数に着目したい。平成23年度の認定件数は591件となっており、ここ数年になく、少ない件数である。様々な意味づけ、解釈ができると思うが、例えば、予防・再発防止、あるいは子育て支援のレベルで、児童相談所以外の民間の組織、団体が日常的にかなり頑張っており取り組んだ成果のあらわれの一つなのかもしれない。とすれば、私たちが取り組んでいるこの活動を含め、憲章や未来こどもプランなどの取組がどのようにレスポンスしているのか、つまり、効果測定、あるいは中間的な検証といったことも必要ではないか。今後の検討課題として考えていただければ、有り難い。

委員

京都市ファミリーサポートセンターの地域リーダーをしており、子どもを直接自宅で預かり、生の声を聞く機会が多い。以前、預かっていた兄弟で、上の子が下の子の頭をすぐ叩いてしまうことがあった。注意してもすぐ手が出てしまう。ある日、私も叩かれたので、「なぜそんなことをするの」と聞くと、「いつもお父さんに叩かれている」と言う。「叩かれてどんな気持ちかするの」と聞くと、「嫌や」と答えるので、「自分がされて嫌なことは他人にもしてはいかんよ」と教えると、しばらくしてまた手を挙げたが、我慢してそのまま手を下ろした。私から母親には言い出しにくく、誰かに言えればいいと思うが、誰に言っても結局、私が言った（通告し

た) ことがわかるので、言いにくいという思いがあった。勇気を出して言えばよかったという反省をした。このように、家庭での隠れた虐待、表に出てきていない数字がたくさんあると思う。

会長

今の御発言は大変貴重なお話だと思う。人づくり21世紀委員会でも、委員の御提案を受け、家庭内等で支援の必要な親、育児に困っている親をどうすれば支援することができるのかという事で動いている。宮本委員の御協力も得て、最重点の取組として、家庭内の虐待等、様々な意味での子どもの命に関わることに取り組んでいきたいと考えている。

他に御意見等なければ、閉会させていただく。